

障害福祉サービス等支給決定基準

袖ヶ浦市

令和8年4月

目次

I	はじめに	3
II	支給決定基準（基準支給量）	5
1	訪問系サービス	5
(1)	居宅介護	5
(2)	重度訪問介護	5
(3)	同行援護	5
(4)	行動援護	5
(5)	重度障害者等包括支援	6
2	日中活動系サービス	6
(1)	生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）	6
(2)	就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労選択支援	6
(3)	就労定着支援・宿泊型自立訓練	8
3	入所・居住系サービス	9
(1)	短期入所	9
(2)	療養介護・施設入所支援	9
(3)	共同生活援助・自立生活援助	9
(4)	共同生活援助（体験利用）	9
4	障害児通所支援	10
(1)	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス	10
(2)	居宅訪問型児童発達支援	11
(3)	保育所等訪問支援	11
III	介護保険制度との関係について	13
IV	暫定支給決定	15
1	本市の暫定支給決定	15
2	暫定支給決定の流れ	15
V	サービス等利用計画とセルフプランの取扱いについて	16
1	セルフプランとは	16
2	セルフプラン対象サービス	16
(1)	サービスの種類	16
(2)	対象者	16
(3)	セルフプラン利用時の注意点	17
(4)	セルフプランの特例利用	17
(5)	セルフプランに関する相談窓口	17

1 はじめに

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス及び児童福祉法における障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）について、支給の要否や支給量の決定に対する基準を設定し、支給決定の透明化及び明確化を図り、限りある予算を公平かつ適正に執行することを目的とする。

2 支給決定基準の策定にあたって

支給決定に当たっては、申請者等の障害支援区分のみならずすべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に支給決定をする。また、特に日常生活に支障が著しい場合には、地域生活支援事業におけるサービスを含め、一人ひとりの事情を踏まえ地域における日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支給量を決定する。

策定にあたっては、国庫負担基準をひとつの目安として支給量の算出を行ったが、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意し、支給決定を行うものとする。

3 非定型の対応

利用者の個々の事情は様々であり、支給決定基準と大きく乖離する支給決定（「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、乖離する理由を記載したサービス等理由計画案等もしくはセルフプランを基に支給決定案を作成し、市が設置する「袖ヶ浦市障害者介護給付費等支給審査会（以下「審査会」という。）」に意見を求め、適切な支給量を決定するものとする。

上記の決定後、上記サービスとは異なるサービスを基準支給量内で新規に支給する場合又は上記サービスの期間満了による継続の場合であって、従前の支給量と変わることがない又は減少する場合は、改めて審査会に意見を求めることなく支給決定できるものとする。

同様に介護保険サービスとの調整に関しても、特例的な取扱いをする場合には、必要に応じて支給決定案を作成し、審査会に意見を求めるものとする。

4 経過措置

当該支給決定基準の施行日において、本基準と乖離する「非定型」の支給決定をしているものについては、障害支援区分認定有効期間内もしくは障害支援区分が認定されていない場合は支給決定の終期までに限り現在の支給量を継続することができるものとする。

ただし、その期間内に支給量の増量や内容の変更を希望する場合は、上記「3 非定型の対応」に定める方法により支給決定するものとする。

5 その他

この基準に定めのない事項は、厚生労働省発出の「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び子ども家庭庁発出の「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」によるものとする。

なお、支給決定にあたっては、基準支給量内の申請という理由で画一的な決定は行わず、個々の状況等に応じた適切な支給量の決定に努める。

II 支給決定基準（基準支給量）

「★」は、重度障害者等包括支援対象者であって、該当サービスを利用していない場合

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

区分	1	2	3	4	5	6	児童	★
時間/月	15	17	22	35	51	71	32	18
介護保険 対象者					3	5		

(2) 重度訪問介護

区分	1	2	3	4	5	6	児童	★
時間/月				143	179	290		348
介護保険 対象者				72	75	107		213

(3) 同行援護

区分	1	2	3	4	5	6	児童	★	
時間/月	40								217
介護保険 対象者								133	

(4) 行動援護

区分	1	2	3	4	5	6	児童	★
時間/月	15	17	22	35	51	71	32	18
介護保険 対象者								

(5) 重度障害者等包括支援

区分	1	2	3	4	5	6	児童	★
時間/月						472		
介護保険 対象者						331		

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）

当該月の日数－8日

【標準利用期間】

自立訓練（機能訓練） 18 か月

自立訓練（生活訓練） 24 か月

(2) 就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・就労選択支援

当該月の日数－8日

【標準利用期間】

就労移行支援 24 か月

●在宅でのサービス利用における支援の提供に係る取扱いについて

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によるが、在宅でのサービス利用が適切に実施されていくために、以下のとおり取り扱う。

1 在宅でのサービス利用対象者

就労移行支援及び就労継続支援（A 型、B 型）のサービス利用で、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した者

2 在宅でのサービス利用までの流れ

「在宅でのサービス利用に関する届出書」を提出後、市で対象者と判断した場合に受給者証に「在宅支援可」と記載する。

3 その他

- (1)届出については、支給申請ごと（新規・変更・更新）に申請書に併せて提出が必要となる。
- (2)令和6年3月1日以降にも引き続き在宅でのサービス利用を希望する場合は、(1)に関わらず速やかに「在宅でのサービス利用に関する届出書」の提出をすること。
- (3)在宅でのサービス利用を実施する場合の要件については「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

【参考】

次のアからキまでの要件を満たすこと。また、在宅での就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規定において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者（千葉県等）から求められた場合には、提出できるようにしておくこと。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

- (4)在宅でのサービス利用を認めた対象者については、障害福祉サービス受給者証に在宅でのサービスを認めた旨の記載をします。なお、既に受給者証の発行を受けていて、申請者、通所事業所、計画相談支援事業所及び市において認識の共有ができている場合は、次回の受給者証発行の際に、当該文言について印字する。

(5)在宅でのサービス利用実施した日については、国保連請求（伝送）の実績記録票の備考に在宅でのサービス利用を実施した旨を記入すること。

(3) 就労定着支援・宿泊型自立訓練

当該月の日数

【標準利用期間】

就労定着支援 36 か月

宿泊型自立訓練 24 か月（長期間入院していた又はこれに類する事由の場合は、
3年間）

3 入所・居住系サービス

(1) 短期入所

原則 15 日以内

重度障害者等包括支援対象者であって、該当サービスを利用していない場合 30 日以内

※特例的支給を行う場合には、事前に障がい福祉課へ相談した上で、計画案の中に特例的支給の内容や支給に至った経緯を記載する。また、あくまで特例で認められた支給であるため、更新の際には再度障がい福祉課へ相談した上、更新後も特例的支給が必要な理由を計画の中に記載する。

(2) 療養介護・施設入所支援

当該月の日数

(3) 共同生活援助・自立生活援助

当該月の日数

【標準利用期間】

自立生活援助 12 か月

●共同生活援助と居宅介護の併給について

グループホーム入居者が、慢性疾患等で定期的な通院が必要で、グループホームの世話人等が個別に対応することが困難な場合は通院等介助を利用できるが、対象者の要件は以下のとおりとする。

- 1 居宅介護（通院等介助）の利用要件を満たしていること。
- 2 慢性疾患等で医師の指示により定期的な通院が必要であること。
- 3 サービス等利用計画案に通院等介助が位置づけられていること。
- 4 通院等介助の利用は2回／月を限度とすること。

ただし、月2回以上の定期通院が必要であることがサービス等利用計画案に記載されており、市がその必要性を認めた場合はその限りではない。

(4) 共同生活援助（体験利用）

年間 50 日以内

4 障害児通所支援

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

原則月 23 日以内

●放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅲ）について

1 対象児童

「個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて（令和 6 年 4 月 22 日付こども家庭庁支援局障害児支援課）」（以下、「加算通知」という）の 3 を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・不登校の状態にある障がい児（何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く））であり、学校と情報共有を行い、事業所と学校との間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童
- ・本市が発行する障害児通所給付費の給付決定を受け、通所受給者証を所持している児童生徒

※受給者証の交付を受けていない、不登校の状態にある児童生徒は対象外

2 算定要件

本加算の算定要件（サービス提供事業所の実施事務）は、加算通知 5 により以下のとおりとする。

- (1)あらかじめ保護者の同意を得たうえで、個別支援計画に位置付けること
- (2)個別支援計画については、学校と連携して作成を行うこと
- (3)学校との情報共有（対面またはオンライン）を月に 1 回以上行い、その要点を記録し学校に提出すること（当該連携については関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）
- (4)家族への相談援助（居宅への訪問、対面またはオンライン）を行い、その要点を記録すること（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）
- (5)学校と事業所との間で、本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと
- (6)市町村から、家庭や学校との連携状況や、障がい児への支援の状況等について確認があったときには、当該状況等について回答すること

3 本市の審査事務

サービス提供事業所の報酬請求の適正性を確保するため、加算通知 4 及び 5（3）により、報酬請求に係る当課の審査事務を以下のとおりとする。

サービス提供事業所及び当課の双方の負担提言を図るため、提出はLoGoフォームを原則とする。

(1) サービス提供事業所に、サービス提供月の翌月 10 日までに以下の資料①・②の提出を求める。

①個別サポート加算（Ⅲ）算定記録表【当市指定様式】

②個別支援計画の写し（提出時点で最新のもの）

(2) 資料が期限までに提出されなかった場合、または、提出された資料を審査して上記「2 算定要件」を満たすことが確認できなかった場合、その月の請求は返戻とする。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

原則月 10 日以内

(3) 保育所等訪問支援

原則月 2 日以内

※特例的支給（療育を行うことが児の発達にとって有益である場合）を行う場合には、事前に障がい福祉課へ相談した上で、計画案の中に特例的支給の内容や支給に至った経緯を記載する。また、あくまで特例で認められた支給であるため、更新の際には再度障がい福祉課へ相談した上、更新後も特例的支給が必要な理由を計画の中に記載する。

●障害児通所給付決定の対象となる児童であることの確認について

1 新規申請時

以下の証書類又は確認方法により、申請に係る児童が給付の対象となる障害児であるかどうかを確認する。ただし、①②は袖ヶ浦市の公簿で確認できる場合は提示不要とする。

①障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

②特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類

③難病を有している場合は医師の診断書等

④手帳を有しない場合又は手当等を受給していない場合（以下、例示）

・公的機関が発行した意見書

・療育が必要であることについて医師が作成した診断書等

・特別支援学校又は支援級に所属していることがわかる書類等

2 更新時

1④に該当する児童が障害児通所支援を継続して利用する際、更新時において療育の必要性を確認するため、それぞれ以下の時期に到達した後の初めての更新時に、再度1④に記載のある書類の提出を必要とする。

- ・小学校入学時に
- ・小学4年生進級時
- ・中学校進学時
- ・高校進学時

なお、上記の書類が提出された場合であっても、障害児通所支援が必要であることを確認できない場合は、支給決定対象外となる。

III 介護保険制度との関係について

1 自立支援給付と介護保険給付との適用関係

以下の通知等に基づき対応する。

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付け障企発第 03280002 号障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長通知。最終改正平成 27 年 3 月 31 日。）
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について（令和 5 年 6 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉課事務連絡）
- ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

（1）介護保険優先の原則

65 歳以上または 40 歳から 64 歳で特定疾病のある障がいのある人で、要介護状態もしくは要支援状態になった場合、介護保険法の規定によるサービスを受けることができ、一定の条件を満たした場合には地域支援事業を利用することができる。

この場合、介護保険制度による給付が優先されることとなり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、当該介護保険サービスを優先して利用することとなる。障害福祉サービスに相当する介護保険サービスが無い場合や、障害福祉サービス固有のもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労系サービス等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

ただし、その心身の状況や障がいの状況を勘案し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用することとはしない。

なお、みなし 2 号（生活保護受給者）の場合は、生活保護法の他法優先の原則から、障害福祉サービスが優先となる。

（2）介護保険給付では十分なサービスが受けられない場合

利用を希望する障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該介護保険サービスの支給量や内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど柔軟に対応する。

障害福祉サービスを追加で利用したい場合は、まず介護保険制度における要介護度の変更申請の可否を検討した上で、作成されたケアプランが市へ提出された後、内容を審査した上で支給の可否を決定する。

（3）障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

対象者の 65 歳の誕生日の前日または特定疾病に該当する対象者の 40 歳の誕生日の前日の 3 か月前以内に要介護認定等申請の受理が可能であることから、市は当該日の 4 か月前の月に要介護認定等に係る申請の案内を行う。

その際には、市職員もしくは相談支援専門員から直接介護保険制度の説明を行う。

また、介護保険制度を利用することによる利用者負担への対応として、新高額障害福祉サービス等給付費についての案内も行う。

相談支援専門員は、モニタリングを通じて、介護保険制度への円滑な移行が図られるよう、本人の了解を得たうえで、今後利用する居宅介護支援事業所等と引継を行う。

IV 暫定支給決定

1 本市の暫定支給決定

一部を除く訓練等給付においては、できる限り障害者本人の希望を尊重し、2か月以内の期間で暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定を行うこととされている。

本市における暫定支給決定は以下の取扱とする。

対象となるサービス

- ・就労移行支援
- ・自立訓練（生活訓練・機能訓練）
- ・就労継続支援A型

2 暫定支給決定の流れ

- ①市は、2か月以内の期間で支給決定を行い、受給者証に暫定支給決定を行った旨を記載する。
- ②事業所は、2か月以内の期間の利用を経て得たアセスメント結果を市に提出する。
様式は、「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書」とする。
- ③事業所から、2か月を経過する前にアセスメント結果等を受領し、サービス継続が適とされていれば、残りの期間について支給決定を行う。否とされている場合は、当該サービスは支給終了となる。

V サービス等利用計画とセルフプランの取扱いについて

1 セルフプランとは

本人が希望する生活を実現するために、生活上の課題や必要なサービスを具体的に記載するプラン（計画書）を、本人が作成することである。

障害福祉サービス等を利用する場合、原則として、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」の提出が必要となるが、利用者の障がいの状態や利用を希望する障害福祉サービスの種類等により、利用者自らが作成し、サービス事業所と調整を行う「セルフプラン」にてサービスが利用できる。

2 セルフプラン対象サービス

本市においては、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援についてセルフプランによる支給決定を可能としてきた。

しかし、相談支援事業所が混み合っていることから計画案の作成に至らず、サービスの利用に至ることができないケースがあるため、これ以降、以下のサービスについてセルフプランで支給決定を可能とする。

(1) サービスの種類

就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※就労系サービスにおいて、「在宅支援」を利用する場合は、原則セルフプランは認めない。

(2) 対象者

計画相談支援の利用を原則とするが、次のすべての要件を満たす場合は、セルフプランにてサービスを利用できることとする。

- ・本人がセルフプランの作成を希望している
- ・本人（親族・後見人等支援者を含む）が事業所との契約等サービスの利用調整（更新・計画変更含む）をすることができる
- ・相談支援事業所による計画作成の目途が立たない
- ・セルフプラン対象サービスの利用を希望している

(3) セルフプラン利用時の注意点

以下の点を、利用者及び保護者が同意している必要がある。

- ・サービス提供事業所との契約や利用時間数の調整等、すべて利用者自身が行う必要がある。
- ・相談支援専門員が実施するモニタリング（定期的に行われる支援目標の達成度評価）を受けることはできない。
- ・サービスの利用条件や量には制度上の基準があるため、申請したとおりの支給量等で決定できるとは限らない。
- ・サービスの更新や計画変更の際には、改めて利用者自身でセルフプランを作成する必要がある。

(4) セルフプランの特例利用

次の項目に該当する場合、「セルフプランの特例利用届」を提出することで、セルフプランの特例利用を認める。

- ・セルフプラン対象サービス外ではあるが、早急にサービスを利用する必要があり、かつ今後計画相談支援を受けられる目途がついている場合
- ・セルフプラン対象サービスを継続・安定して利用できており、かつ本人が計画相談支援からセルフプランへの移行を希望している場合
- ・その他、特例的にセルフプラン利用することの必要性を袖ヶ浦市が認め、本人がセルフプランの利用を希望している場合

(5) セルフプランに関する相談窓口

セルフプラン作成時の相談や、サービス利用後にサービス等について相談したい場合の相談窓口を利用者及び保護者に周知する。

袖ヶ浦市障害者相談支援事業所『えがお袖ヶ浦』

場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎 1 階（障がい福祉課に隣接）

受付日時 平日の午前 9 時～午後 5 時（祝祭日、年末年始は除く）

電話・FAX 0438-62-3334（直通）